

令和3年度第1回権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録(案)

- 1 日 時 令和3年5月26日(水)午後5時45分から午後6時45分まで
- 2 場 所 ウェブ開催(狛江市役所防災センター3階会議室)
- 3 出席者 委員長 大森 顕
委 員 矢野 勝治、神田 清子、星野 美子、長谷川 千種、
伊藤 聡子、浅見 秀雄、森 純一、勝田 和行、
宗像 秀樹
事務局 福祉政策課長(岡本 起恵子)
福祉政策課長課長補佐(佐渡 一宏)
福祉政策課 主 任(菊野 有希子)
- 4 欠席者 なし
- 5 資 料 【資料1】 狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置及び運営に関する要綱
【資料2】 あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画
【資料3】 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画工程表(案)
【資料3別紙1】 【通知】 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
【資料3別紙2】 参考資料
【資料4】 市民向けのコンテンツ(素案)
【資料5】 狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会委員名簿
【資料6】 令和3年度狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会全体工程表
【資料7】 令和2年度第4回市民福祉推進委員会権利擁護小委員会会議録(案)
【別紙1】 狛江市福祉基本条例施行規則(抄)

- 6 議 題
- (1) **報告** 狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置について
 - (2) **審議** 狛江市市民推進委員会権利擁護小委員会副委員長の選出について
 - (3) **報告** あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画について
 - (4) **審議** 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画工程表(案)について
 - (5) **審議** 市民向けコンテンツ素案について
 - (6) **その他**

7 議 事

○開 会

(委員長)

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、令和3年度第1回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

前回、今年度の開催方式につきまして、事務局から通常開催を予定しており、その場合においても直接参加とオンライン参加のハイブリット方式で開催するとの提案があり、委員の皆さまからもご了承いただきました。もともと、現在緊急事態宣言中でございますので、今回もWeb方式での開催とさせていただきます。

議事進行中は、音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。その際、ミュートを解除してからご発言ください。

それでは定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。

本日、欠席のご連絡はいただいております。

なお、令和3年度末で川井副委員長が定年退職され、委員を退任されました。そのため、新たな委員が就任されましたのでご紹介いたします。それでは、新たに就任されました森委員より自己紹介をお願いいたします。

(委員)

東京都社会福祉協議会地域福祉部の森と申します。3月までは福祉人材センターにて、業務を行っておりました。この4月から異動で参りました。その前は福祉サービス運営適正化委員会というところにおりました。まだまだこれから、勉強中ということもございますので、皆さんのお話を聞きながら、学びながらと思っております。なお、以前、狛江に障害関係のことで、関わらせていただいております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局)

【資料説明】

(委員長)

それでは議事に移ります。

報告事項1の狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料1】をご覧ください。狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置及び運営に関する要綱です。第1条の目的にもございますとおり、国の成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして「地域における協議会等の体制づくり」をすることとしております。本協議会はこのことに基づき設置される会議体となります。

第2条をごらんください。本協議会の所掌事項は、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化に関する事項、成年後見人等の生活を支える仕組みの整備に関する事項及びその他権利擁護支援について協議が必要な事項となっております。

なお、権利擁護小委員会との所掌事項の違いですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項で「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と規定されておりますが、当該規定に基づき、後ほどご説明いたします「あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画」の策定、改訂、進捗管理等を調査審議する会議体が権利擁護小委員会となります。

第3条及び第4条をご覧ください。本協議会の委員は小委員会の委員をもって充て、会長及び副会長につきましても、小委員会の委員長、副委員長をもって充てるものとしております。

事務局から事前の協議会の委員の委嘱のお願いをさせていただきました。委員の就任のご承諾を賜り大変有難うございます。委嘱は本日付けとさせていただきます。委嘱状は事前に郵送にて送付させていただきました。

そのため、会長につきましては、小委員会の委員長である大森委員長に兼務をお願いできればと思います。副会長につきましては、小委員会の副委員長である川井副委員長が令和3年3月末日で東京都社会福祉協議会を定年退職されたため、次の議事で選出されました副委員長をお願いできればと思います。

説明は以上です。

(委員長)

ただいま事務局より、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置について説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【ご意見等なし】

ご意見等がないようですので、次に、審議事項1の狛江市市民推進委員会権利擁護小委員会副委員長の選出について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

報告事項1でご説明したとおり、小委員会の副委員長である川井副委員長が令和3年3月末日で東京都社会福祉協議会を定年退職されたため、副委員長の選出をお願いできればと思います。

別紙1をご覧ください。狛江市福祉基本条例施行規則の一部を抜粋したものとなります。規則第29条では、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用するとしており、その準用される規定である第23条第1項では、副委員長は、委員の互選によってこれを定めるものとしております。副委員長の選出をお願いいたします。

(委員長)

ただいま事務局より、狛江市市民推進委員会権利擁護小委員会副委員長の選出について説明がありました。委員の皆さまの中で副委員長に推薦される委員がいらっしゃれば、ご発言いただければと思います。

(委員)

公募市民委員の勝田委員を副委員長に推薦します。

(委員)

賛成いたします。狛江市民の方が担われることが良いと思います。

(委員長)

賛同のご意見ありました。勝田委員が副委員長に就任されることに皆さま異議なしということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(委員長)

そうしましたら、勝田委員を副委員長に選出させていただきます。勝田委員より副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

(委員)

私は高齢小委員会には長い間関わっておりますが、権利擁護小委員会は、まだ日も浅いのですが、人権問題、全般にも関わっていることもございますし、大森委員長のご指導と皆さん方の協力をいただきながらやっていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

(委員長)

次に、報告事項2のあいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料2】のあいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画をご覧ください。令和2年度第4回権利擁護小委員会にて委員の皆さまからいただいたご意見を最終答申案に反映し、第4回市民福祉推進委員会にて審議を経た後、令和3年3月17日に市民福祉推進委員会宮城委員長から狛江市長に最終答申をいただき、この最終答申を踏まえて、あいとぴあレインボープランを3月23日、30日庁議にて審議を行い、令和3年3月31日付けで市の行政計画として確定いたしました。委員の皆さまには慣れないウェブ開催という環境の中、計画策定に当たり貴重なご意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。

なお、計画書につきましては、先程もご説明いたしましたとおり、計画書が刷り上り次第、郵送にてお送りいたします。説明は以上です。

(委員長)

それでは、あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見利用促進事業計画についてご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【ご意見等なし】

(委員長)

ご意見等がないようですので、次に、審議事項2の狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画工程表（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、【資料3】の狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画工程表（案）をご覧ください。第1期成年後見制度利用促進事業計画において記載されている主な事業内容をカテゴリ別に工程表として整理したものです。

カテゴリとしては、周知、計画、地域連携ネットワークづくり、本人の意思を尊重した支援、成年後見人等への支援の充実という5つのカテゴリに分け、カテゴリ別で計画所取り組むべき事業の概要を記載しております。また、計画書ページ欄に資料2の事業計画の該当ページを記載しております。

各事業の主な実施主体を主な実施主体の欄に記載しております。複数の実施主体が記載している箇所は先頭の実施主体が中心となって進めることを前提に記載しております。1枚目が令和3年度、2枚目が令和4、5年度の工程表となります。

工程表を作成するにあたり、事前に主な実施主体となる福祉政策課、福祉相談課、社会福祉協議会の職員にも聞き取り調査を行っております。

全ての内容をご説明することは時間の関係上難しいと思いますので、概要をご説明させていただきます。

まず、周知の市民向けコンテンツにつきましては、次の審議事項で素案を作成いたし

ますので、ご意見をいただければと思います。

リーフレット又はチラシにつきましては、コンテンツ素案でいただいたご意見を踏まえ、次回協議をお願いいたします。SNS につきましては、LINE ワークスを使用した関係者向けの情報共有を次回検討する予定です。

計画につきましては、進捗管理は令和4年度から、改定も令和4年度後半に市民意識調査の実施に向けた調査内容の検討をお願いする予定です。

地域連携ネットワークづくりの多摩南部成年後見センターの5市の協議と中核機関設置に向けた協議は関連する事項でございますので、合わせてご説明いたします。

まず、中核機関設置に向けた協議についてですが、事業計画では市、センター及び社会福祉協議会を中核機関として位置付け、社会福祉協議会を中心とした地域連携ネットワークの構築を目指しておりますが、財源上の問題により、社会福祉協議会を中核機関とすることを見送ったところでございます。財源上の問題については、前回ご説明したとおりですが、現在のセンターの負担金を負担したうえで、社会福祉協議会の中核機関の設置に当たっての新たな財源を負担することは困難であるということです。

次年度の設置に向けては、現状の財源の中で社会福祉協議会に中核機関としてどの程度の機能を担っていただけるのかという点について今後協議を進めてまいります。

また、合わせて、センター5市の協議の中で負担金の削減に向けた協議を継続してまいります。具体的には、現在狛江市でセンターを利用されている方が12人いらっしゃいますが、本人の意思決定支援を行った上で、他の法人後見実施機関、専門職後見人、市民後見人へのリレーを行ってまいります。

また、現在負担金の負担割合は、「法人後見の数」、「市民後見の数」、「均等分」と3つの要素で負担割合が構成されております。令和3年度の負担割合は、29対3対68、令和4年度は、38対3対56と見直しすることについて、既に理事会にて了承を得ており、さらに均等分の負担割合を減少させることはできないかについて今年度5市の協議で提案をする予定です。詳細については、前回の会議録をご覧ください。

以上の見直しにより、狛江市の負担金を削減し、必要な財源を社会福祉協議会に向けていけるよう協議を進めてまいります。

地域連携ネットワークづくりのうち、狛江市内権利擁護関係機関勉強会につきましては、今年度4回の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、第1回はオンラインでの開催を6月中に予定しております。内容は昨年度策定いたしました事業計画の概要を関係機関の皆様にご説明いたしたいと考えております。

「チーム」による支援につきましては、本人の意思を尊重した支援のカテゴリの支援の既存会議による支援（個別ケース会議）と支援・検討会議と併せて検討してまいります。具体的には、先程ご説明いたしましたセンターの利用者のリレーを実施する中で個別ケース会議を開催し、情報収集、アセスメントを行い、支援・検討会議を市福祉政策課が中心となり開催し、改めて権利擁護支援についての判断、受任調整等、成年後見

人等の支援方針、連携の在り方を検討するとともに、「チーム」による支援も行ってまいります。また、市福祉相談課とのヒアリングでは、新規案件についても試行実施に適切な案件があれば検討してみてもどうかという意見もありましたので、新規案件についても試行実施を検討してまいりたいと考えております。

重層的支援体制整備事業との連携につきましては、まず重層的支援体制整備事業ですが、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備の取組として、社会福祉法第106条の4に規定されたものとなります。詳細は、資料3別紙2のとおりですが、別紙2の2ページ目のとおり、本事業は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援からなり、3ページ目のと通りの支援フローからなります。狛江市においては、6ページ目のとおり重層的支援体制整備事業移行準備事業を令和3年度に実施しております。狛江市の場合、国の通知により、次年度に重層的支援体制整備事業を実施する必要があるものとされておりますので、現在次年度に実施に向けた庁内調整を行っております。

次に重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組について通知が厚生労働省から発出されましたので、資料3別紙1をご覧ください。2ページ目に両者の関係として目的が共通すること、連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施につながるものとされております。4ページ目をご覧ください。取組の連携についての基本的な考え方が示され、連携を進めるための仕組みづくりと連携を進める際の留意点が示されております。これらを踏まえて、狛江市においても両者の取組を進めてまいります。狛江市の場合は、重層的支援体制整備事業実施する担当課と権利擁護支援を実施する担当課が主に福祉政策課と福祉相談課ですが、ともに連携して進めております。

成年後見人等への支援の充実の成年後見制度利用支援事業の見直しについては、現在庁内で制度を利用するにあたっての問題点の抽出を行っておりますので、これらの問題点を踏まえて、次回見直し案を検討いただく予定です。

市民後見人の養成・支援のうち、養成については、現在センターでお願いしておりますが、中長期的には市又は狛江市社会福祉協議会で養成を行うことができないか検討をする必要があるものと考えております。支援については、センターで養成した市民後見人が3名いらっしゃいます。センターでは市民後見人と後見監督を行っておりますが、その実態としては、センターが後見監督のみならず、モニタリング・バックアップを行っているとのこと。これらの市民後見人のモニタリング・バックアップを市・狛江市社会福祉協議会が中心に行うことで、センターの後見監督を外すことはできないか相談をしたところ、5市の中で狛江市社会福祉協議会に後見監督を移した事例はあり、その方が家裁の審判も下りやすいのではないかとのことでした。この点についてもセンター、狛江市社会福祉協議会と協議をして検討してまいります。

親族後見人等への支援については、狛江市社会福祉協議会に関わっている親族後見人にアンケートを実施していただくことを予定しております。説明は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局より、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画工程表(案)について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

3点ほどあります。1点目です。工程表のうち「権利擁護関係機関勉強会」ですが、専門職団体との連携ということで、入口支援に関わるような関係機関、たとえば包括支援センター等の相談を受ける機関の方々との連携というのがとても重要になります。

2点目です。支援検討会議ですが、新規案件をぜひ取り扱っていただきたいと思います。権利擁護支援のあり方を検討したいという提案がとても多く、成年後見や権利擁護だけでなく、権利擁護のあり方の検討をお願いしたいと思います。

3点目です。情報提供となります。市民後見人の監督人についてです。監督人のあり方というのが、国の中央レベルでも議論がまとまりつつあり、今後、各家庭裁判所にも通知等があると思います。東京都の現在の考え方として、市民後見人には監督人をつけるということになっておりますが、監督のあり方を見直すということ、現在、国において議論しております。そういった中で、多摩南部成年後見センター、狛江市及び狛江市社会福祉協議会における協議のみならず、家庭裁判所の理解を促していくというところで、専門職の活用もぜひさせていただきたいと思います。私は個人的には、市民後見人に全て監督が必要とは思っておりません。狛江市においても、個別に必要性を議論していければと思っております。

(委員長)

3点ありましたが、これについて事務局より今後の見通し等について、ご回答をお願いいたします。

(事務局)

1点目の勉強会については、入口支援の関係者との連携については、コロナ禍が落ち着いて、皆さんが一緒にお会いできるようになった時に、そのような機会を設けられたらと考えております。今後、検討していきます。次に、2点目ですが、新規案件についても、今年度中に試行実施していきたいと考えております。次に、3点目の市民後見人の監督人の見直しについてですが、専門職を活用というお話ですが、具体的に教えていただければと思います。

(委員)

専門職の活用については、2つありまして、まず、1つは、家庭裁判所の理解を促していくということです。東京都レベルにおいて専門職からの情報も取り入れてほしいというところが1点目です。もう一つは、専門職が監督をするということも検討できるのではないかとということが2点目です。

(委員長)

今のご意見について、他にご意見等ございますでしょうか。

(委員)

2点ございます。1点目ですが、工程表の「本人の意思を尊重した支援」の「個別ケース会議」についてですが、本人として、信頼してる人に同席してもらいたいという方がいらっしゃるのではないかと思います。そういった希望がある時に対応できる仕組みや、専門職ではない方が入ってきた時でも、その人に対する意思表示支援のような、そういったことを検討してもよいのではと考えます。2点目ですが、「本人の意思を尊重した支援」の「支援・検討会議の試行実施」、また「成年後見人等への支援の充実」の「モニタリング体制の構築」に関係すると思いますが、専門職が後見人等になった時、型にはめるような形で後見事務が進められ、サポートをしても、自分の主義主張が強すぎて変わっていかないというところがございます。そのため、各専門職団体の方に対して苦情があったり、または家庭裁判所に苦情があったり、という現状があります。「いくら支援をしても、結果として本人の権利侵害になってしまう」そのようなことが起こったときに、やはり、次につなげられるような中核機関としての仕組みを作っていく必要があるのではないかと思います。現状、なかなかその事態が変わらないことがあるので、ぜひ、本人の意思を尊重した支援を進めていただければと思います。具体的には、財産に応じた支出の支援ということが必要になります。お金がない人のことだけではなく、お金がある人たちも財産に応じた支出支援が必要です。権利侵害にならないような形で取り組んでいければと思っております。

(委員長)

今のご意見に関して他にご意見等はございますでしょうか。

(委員)

今の委員の意見について補足となります。個別ケース会議についてですが、専門職以外の支援者が入ることについては、整理が必要と考えます。事業計画の工程表は中核機関としての事業概要だと理解しております。先ほどの委員のご意見は、個別のチーム支援のあり方を検討していく時に、専門職以外の方々が入ったケース会議をしていく必要があるということだと思っております。中核機関はチームを支援するということで、チームが機能していないときに関わっていくと考えます。個別のチームで行ってるケース会議の中にすべて入っていくわけではないというところを整理しておくべきです。また、後見人の交代についてですが、モニタリングのバックアップの仕組みを作りましょうということも国の方でも進めており、いわゆる恣意的に後見人側の都合でやめたいからやめますという話ではなく、ご本人にとって必要がある交代のあり方や、そういうことがきちんと客観的に検討される、そのためのモニタリングのバックアップところです。これらは、国の手引き等を使いながら、なにを検討するのか試行する中でやっていければと思います。

(委員長)

ご意見ありがとうございます。事務局よりご説明等あればお願いいたします。

(事務局)

個別ケース会議ですが、中核機関を担うのは福祉政策課ですが、個別ケース会議の方は、福祉相談課、狛江市社会福祉協議会及び地域包括支援センターにおいて実施していくこととなりますので、試行実施するにあたって、今回いただいたご意見等を関係機関に情報共有をさせていただき、これを踏まえてやっていきたいと思っております。方向性も試行錯誤しながらやっていくところでございます。貴重な意見ありがとうございます。

(委員長)

他にご意見等はございますでしょうか。

(委員)

重層的支援体制整備事業が、来年の4月からということなので、1年間で構築していくという状況と思っております。この工程表を拝見した時にとってもよいと思ったのが、重層的支援体制整備事業ですけど、もともと出てきた背景の中で、本人中心の支援をどういうふうに作っていくかということがあります。制度設計の中で複合的な課題など、専門職機関等の団体が難しいケースをどうしていくかという話になりがちですが、今回、「本人の意思を尊重した支援」というカテゴリの中にあり、成年後見利用促進という形に位置付けておりますので、その意味で、この仕組みが本当に本人の意思を大事にした連携ということで権利擁護の方から繋げることができると良いと思いました。その上で、※4のところでは、重層的支援会議の個別ケース会議におけるケース検討を権利擁護に繋げるということですが、重層的支援会議として、ニーズを拾ってくるという部分が少し弱いかなと思っておりますので、権利擁護の方の関わりから、重層的支援会議の方に繋げて、その方の支援に厚みを持たせていくことが良いと思いました。

(委員長)

ただいまのご意見について、事務局よりご説明等ありましたらお願いいたします。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、権利擁護側からの仕組みを構築していきたいと思えます。

(委員長)

他にご意見等がないようですので、次に、審議事項3の市民向けコンテンツ素案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料4の市民向けコンテンツ素案についてご説明いたします。今回は素案ということで、どのような内容掲載するほうがよろしいのかも含めてご意見をいただければと思います。2ページ目をご覧ください。権利擁護支援についてですが、月報 司法書士に掲載されている司法書士の先生の記載を参考に整理したものととなります。

狛江市社会福祉協議会さんに事前にご確認いただいたのですが、「救済」や「権利行使」という用語は一般的ではないのではないかと、「ゴミ屋敷状態」という表現も適切ではないのではないかと、「エンパワメントを受けて」という表現も、「エンパワメントを通

して」という表現の方が適切ではないかというご指摘をいただいております。

3 ページ目からは家庭裁判所の作成した「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ」というリーフレットの抜粋となります。市、狛江市社会福祉協議会の窓口でも周知に使用している資料となります。

このリーフレット自体知的障がい者や精神障がい者に配慮した構成となっていないため、知的障害者本人向け自己決定支援ハンドブック「イキイキ生きる私の大切な権利」等を参考に障がい者向けの周知案を次回ご提案いたしたいと考えております。また、権利擁護支援についてホームページによる周知を行うにあたっては、視覚障害者の方が文字データとして認識できるデータを掲載できればと考えております。

7 ページ目をご覧ください。ページ右側に申立て時の切手代の詳細と鑑定料のおおよその目安等を記載しております。

10 ページ目をご覧ください。ページ右側に報酬の目安を追記しております。

11 ページ目をご覧ください。ページ右側に成年後見制度等の問合せ先につきましては、市・関係機関の相談窓口のご案内をしております。

13 ページ目からは成年後見制度利用支援に係る費用助成のご案内を、16 ページ目からは市長申立のご案内を記載しております。なお、23 区、26 市の周知内容を調べましたところ、権利擁護支援について周知している区市は存在せず、区市ごとの事業内容に応じて、法人後見、後見人等連絡会・交流会、後見講座・研修についても周知をしておりました。説明は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局より、市民向けコンテンツ素案について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

2 ページ「権利擁護支援が必要な支援の対象者とは」ですが、これは利用促進法ができた時に内閣府で整理されているものがあります。また、成年後見制度利用促進体制整備委員会より「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」等もありますので、あわせてご確認いただければと思います。その内容としては、権利侵害からの救済等ではなく、「ノーマライゼーションを実現していくために、必要なサービスに繋がらない人」という表現になっております。社会の中で生きてく時に繋がらない「ノーマライゼーションが実現できない状況にある方」というようなイメージでまとめられたらどうでしょうか。また、10 ページ「成年後見人等の報酬の目安はありますか？」ですが、いつ頃配布するかにもよりますが、現在、国では報酬のあり方が議論されており、6月に当事者団体のヒアリングを行います。そこで示される案は、専門職であるため報酬が高くなるという考え方は見直すという方向性となっております。そういった新しい動きがあるということについて情報提供させていただきました。また、このところで、国において成年後見のポータルサイトが開設されましたが、このサイトには動画もありまして、知的障

がいの方や精神障がいの方などにとってわかりやすい資料を見ることができます。また、大田区でも、わかりやすい資料を作成しておりますので、あわせてご参考にさせていただければと思います。また、国のサイトとリンクさせるなど、活用できるものは活用していければと思います。

(委員長)

他にご意見等ございますでしょうか。

(委員)

諸外国の仕組みも含めて、人権を守るという方向性や基本的な考え方が変化してきているのではないのでしょうか。このコンテンツに反映できればと思います。また、すべてを盛り込むことは難しいため、やれることとやれないことを整理していくことが大切だと考えます。

(委員長)

他にご意見等はございますでしょうか。

(委員)

諸外国の成年後見制度に関する動向と日本との比較みたいものがあればよいのではないのでしょうか。例えば、ドイツの成年後見制度の利用率は日本の10倍ですが、日本の利用率がなぜ増えていかないのでしょうか。日本の成年後見制度改善に繋げていくことも見越して、なぜ諸外国によっては利用が多いのかについても、手に取った方に考えていただけるような見せ方、コンテンツができればよいのではないかと考えます。

(委員)

視覚障害者の情報保障について、ご配慮いただきありがとうございます。制度自体を知らない方が多いため、そういった初心者にもわかりやすいものにしていただければと思います。また、高齢者の方など、横文字が苦手な方にも配慮されたものにしていただければと思います。ホームページの画像データについてですが、本日の協議会の資料をPDFにていただき送付いただきました。こちらでテキストデータとして点字変換して読んでおりましたが、コンテンツについてのプリントが3ページから6ページ、また、8ページと9ページが空白の状態になっておりました。今後も情報保障をよろしくお願いします。

(委員長)

他にご意見はございますでしょうか。

(委員)

3ページですが、他の市町村でも同様ですが、市民向けのリーフレット等を作成する際には事例を示すことで、わかりやすくなり、手に取ってもらいやすいです。その意味で、この冒頭の3ページのところの事例の記載は必要です。とりわけ狛江に住んでる方が「狛江市の中でこういった暮らしをしてきたい」という希望がベースにあって、「その困りごとが成年後見制度を使うことによってこんなことができるよ」という、そういったアプローチになると、手に取りやすいと思います。

(委員長)

他にご意見等がございますでしょうか。私の意見ですが、3ページの一番下の4の事例ですが、「成年後見制度を使う前」は「将来、自分が認知症になったときに誰が支えてくれるのか不安」となっておりますが、「成年後見制度を利用する」と「息子が任意後見人になってくれた。」とあります。これは代表的な例ですが、息子や娘のみではなく、他の事例もあるということがわかるようにしていただければと思います。

(委員長)

他に意見がございますでしょうか。

(委員)

事例を記載する際は、支援者側の困り事ではなく、本人目線で記載いただけると良いと思います。

(委員長)

他にご意見等がございますでしょうか。

今回のコンテンツ案については6月及び7月に修正し、さらにそれを受けて8の協議会にて協議していくこととなります。今までのご意見以外に、ご意見等ございましたら、各自メールにてご連絡いただくという形にしてはいかがでしょうか。

【異議なし】

(事務局)

それでは、他にご意見等ございましたら、6月9日（水）までに事務局にメールまたは電話等でご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題がございますか。

他にないようでしたら、事務局から何かございますか。

(事務局)

【資料6】をご覧ください。協議会の全体工程表でございます。また、**【資料7】**をご覧ください。第4回の会議録（案）でございます。2点について、修正点等ございましたら6月9日（水）までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

また、本日の審議事項である、工程表及び市民向けコンテンツ案につきましても6月9日（水）までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

(委員長)

他にないようでしたら、本日はこれにて閉会します。

本日はありがとうございました。

(了)